

令和2年度

「石田市長と語ろう！まちづくり懇談会」

ご意見・ご要望に対する回答について

日 時：11月17日（火）午後6時30分から  
場 所：はさき福祉センター

## ご意見・ご要望の一覧

項 目	ページ
西前宿地区	1
川尻地区	1
土合東地区	2
土合西地区	3
土合中央地区	4
土合南地区	7
土合本町中地区	10

石田市長と語ろう！まちづくり懇談会

内容は要約しております。また、正式な用語に一部変更しておりますので、ご了承ください。

ご意見等の要旨	回 答
<p><b>西前宿地区</b></p> <p>西前宿区の第46分団の消防庫移転について、令和2年度中には旧矢田部小学校内に移転するという話でしたが、現状どのようになっており、いつ頃に移転予定でしょうか。</p>	<p>西前宿地区を管轄する消防団第46分団の消防機庫の移転につきましては、現機庫の所在が洪水ハザードマップの想定浸水区域内に位置していることから、新たな整備位置の検討からはじめ、代替位置として、矢田部小学校跡地を選定し、令和2年度中に工事を実施することとなっております。</p> <p>進捗状況については、10月現在、設計を終えたところであり、11月頃から新機庫の建設をはじめ、現機庫の解体も含めて年度内に工事を完了させる予定となっております。</p> <p>移転について、詳細時期は、今後、第46分団団員と調整を図っていくこととなりますが、3月を予定しております。</p>
<p><b>川尻地区（1）</b></p> <p>川尻の中央に位置する道路の水田横の部分が凹みやヒビ割れができており、再舗装をお願いします。</p> <p><b>川尻地区（2）</b></p> <p>五木田の入口道路とコウノトリの巣塔までを砕石敷きにしてください。</p> <p><b>川尻地区（3）</b></p> <p>旧国道の冠水部分の排水路の整備をお願いします。</p>	<p>現地の状況を確認いたしましたので、まず、痛みのひどい箇所の応急修繕を行ってまいります。</p> <p>現地の状況を確認いたしましたので、早急に砕石敷きを行います。</p> <p>ご要望のありました箇所につきましては、国道でありますので、所管している茨城県潮来土木事務所へ要望内容を伝え協議し、継続して道路側溝の整備を要望してまいります。</p>

ご意見等の要旨

回 答

土合東地区

廃棄物減量等推進員制度の廃止に伴い、集積場の運営問題に関して市に助言をいただきに伺いましたが、思うようなサポートが得られませんでした。

推進員制度廃止か否かのアンケート回答において「市と委託業者によって一般ごみ集積場問題が解決されるならば、制度廃止に賛成」と回答していましたが、最終的な会議では、問題は利用する地域住民同士で解決せよ、となっており、また、制度廃止にあっては区長への公式連絡は何もありませんでした。

このようなことから、区としては「一般雑芥の集積では、場所の設定、もめごとの調停は、町内会加入者・非加入者を問わず、利用町民の責任で行い、神栖市は、集積された雑芥を回収運搬して処分する作業だけを受け持つ」と解釈していますが、それで正しいでしょうか。

夜間回収で成功している福岡市の例もありますので、工夫の余地は残されているのではないのでしょうか。

これまで、廃棄物減量等推進員の方々には、市民と市のパイプ役としてご尽力いただいていたところですが、ご承知のとおり、令和2年2月28日に開催しました、令和元年度第2回神栖市廃棄物減量等推進員会議において、当該制度の存続について諮らせていただいた結果、廃棄物減量等推進員制度は令和元年度をもって廃止となりました。

本来であれば、本件は今年度の区長説明会にて、再度ご説明させていただく予定でありましたが、コロナウイルスの流行により、文書でのご報告となりました。正式な場を持ってご説明できなかった点につきましておわび申し上げます。

推進員制度の廃止の検討に関するアンケートでのご意見として、「ルール違反ごみは溜めておかず、速やかに回収処理する」、「集積所の清掃や衛生管理は市（委託業者）が行う」等を制度廃止の条件を提示していただいておりますが、神栖市ごみ集積所指定要項において、利用者が集積所の設置場所を確保し、掃除当番制等の措置を図り、常に清潔に保っていただくこととなっております。

また、ごみ処理の根幹として、生活に伴って生じたごみを自らの責任において適正処理、再生資源化すること等により、ごみの減量化への意識付けに繋がればとの考えがあります。

市内、各集積所の管理は、一部地区が管理している場合や、地区に加入していない方で管理している場合など様々です。しかし、基本的には、集積所の設置や位置の変更の届出や維持管理及び土地所有者への同意確認は、市要項に基づき利用者の皆様をお願いしております。推進員制度廃止により地区内のごみに関するご相談が各区長へ寄せられた場合は、廃棄物対策課へご連絡ください。

市といたしましては、地区の廃棄物に関する問題解決のために対応いたしますので、引き続き廃棄物行政にご理解とご協力をお願いいたします。

ご意見等の要旨	回 答
<p><b>土合西地区（１）</b></p> <p>矢田部公民館前のバス停は、吹きさらしの所であり、風雨時等は公民館の庇の下などで待たなくてはいけないことから、屋根付きのバス待合所の整備をお願いします。</p>	<p>本市では、バス利用者である市民の利便性向上及び安全で快適なバス利用環境の改善に向け、神栖市地域公共交通網形成計画に基づき、各種施策に取り組んでいるところでございます。</p> <p>ご意見をいただきましたバス停留所への待合所設置につきましては、これまでも、バス運行事業者である関東鉄道株式会社へ働きかけを行っていましたが、今後も継続して要望するとともに、バス利用者のご意見や利用状況を確認しながら、より利用しやすいバス待ち環境の整備に向け調査・研究してまいりたいと考えております。</p>
<p><b>土合西地区（２）</b></p> <p>国道１２４号線の路側帯にある草木は、繁茂期には通行者の邪魔になり、時には車道を通行せざるを得ず、非常に危険です。景観からも好ましくないもので、徹底した管理を道路管理者に要望してください。</p>	<p>国道の除草につきましては、管理者の茨城県潮来土木事務所により、６月から８月の間で全線で実施し、１０月から１２月に通学路等の優先度の高い路線のみを実施しております。</p> <p>また、刈り込み以外の対策としましては、中央分離帯等において、コンクリートあるいはシート等により防草対策を行っております。</p> <p>今後も、茨城県と神栖市で連携を図り対応をしてまいります。</p>
<p><b>土合西地区（３）</b></p> <p>高齢者の健康づくりとして、防災無線で定時にラジオ体操を放送できないでしょうか。</p>	<p>本市においても、高齢者健康づくりを重要な課題とし、様々な事業に取り組んでいるところでございます。</p> <p>代表的なシルバーリハビリ体操は平成１８年度から取り組んでおり、令和元年度におきましては、定期教室参加者延べ１５，８２３人、地区教室参加者延べ８，３９１人、参加者延べ総数２５，６９２人の方が健康づくり、仲間作りとしてシルバーリハビリ体操を利用されております。</p> <p>この他、水中ウォーキング教室、はつらつ運動教室などにも取り組んでおります。</p> <p style="text-align: center;">—— 次ページへ ——</p>

ご意見等の要旨	回 答
	<p>ご提案のラジオ体操の定時放送につきましては、防災無線は市の運用基準に基づき、生命に関わるなどの緊急性の高い災害情報や避難情報を放送しておりますことから、ラジオ体操を放送することは困難です。現在行われている介護予防に関する事業を充実させてまいりたいと存じます。</p>
<p><b>土合中央地区（１）</b></p> <p>土合中央地区では、空き家の件数が増えています。倒壊の危険、衛生上の問題、景観の問題、草木の繁茂等の問題が発生していることから、市で更に指導・勧告・命令ができる条例の制定をお願いします。</p> <p>また、ひどい空き家は市が所有者の許可を得て解体し、費用は所有者に負担させるようにしてください。</p>	<p>空き家等の対応につきましては、国が定めた「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成２９年に「神栖市空家等の適正管理に関する条例」を施行し、管理不全な空き家等について現地調査を行い、所有者等に対し適正な措置をとるよう助言又は指導等の対策を行ってまいりました。</p> <p>また、空き家等の管理は、所有者等自らの責任により適正に管理することが原則であります。倒壊等のおそれがあり特に危険な状態であるものについては、代執行を実施し、撤去に係る費用を請求する体制となっております。</p> <p>しかしながら、昨年度に３件の代執行を実施しましたが、相続人不存在や相続放棄がされている空家であり、費用の回収が困難となっております。</p> <p>今後につきましては、所有者等へ適正な管理指導を強化していく一方で、所有者等が自ら解体するための新たな支援策の検討や空き家バンクを促進する利活用対策を実施し、空き家の減少に努めてまいります。</p>



ご意見等の要旨	回 答
<p><b>土合中央地区（２）</b></p> <p>所有者による空き地への定期的な巡視及び現地確認を義務づけてください。  隣地にはみ出している樹枝の伐採及び歩道にはみ出している雑草の除去、ごみ拾い等を実施するよう依頼してください。  市で更に指導・勧告・命令ができる条例の制定をお願いします。  また、所有者が対応できない時は、市が所有者の許可を得て対応し、費用は所有者に負担させるようにしてください。</p>	<p>空き地の対応につきましては、「神栖市空き地等の管理の適正化に関する条例」に基づき、隣地にはみ出している樹木の枝の伐採や歩道へはみ出している雑草及びごみの清掃について所有者等に対し、指導及び助言を行い、対応がなされない場合については、期限を定め措置命令を行ない、適正な管理を促してまいりました。</p> <p>所有者による空き地への定期的な巡回や現地確認の義務づけにつきましては、所有者及び管理者が、生活環境が著しく損なわれ、又は犯罪等の発生原因となるような状態にならないよう適正に管理しなければならないと条例の中で規定しております。</p> <p>また、所有者の許可を得て除草等の措置を代執行することにつきましては、数多くの空き地があり、毎年、成長を繰り返す除草の代執行は莫大な費用が発生し、実施の判断基準や市民の税金である代執行費用の回収が難しいことも考えられます。</p> <p>市としましては、所有者及び管理者による自主的な解決を図るため、訪問による指導等を強化し、理解を得られるよう丁寧に説明してまいります。</p>
<p><b>土合中央地区（３）</b></p> <p>歩道（特に通学路）にはみ出して歩道を狭くしている枝の剪定をお願いします。  毎年、春と秋に巡視していただき、定期的に伸びた枝の剪定をお願いします。</p>	<p>街路樹の剪定につきましては、道路パトロールのほか、市民の皆様からのご連絡などにより、現地確認の上、作業を実施しております。</p> <p>今後も適切な道路管理に努めてまいりますので、危険箇所等がございましたら、市道路整備課までご連絡ください。</p>

ご意見等の要旨	回 答
<p><b>土合中央地区（４）</b>  避難所について、現在、新型コロナウイルス感染症対策として、間隔を空けることが必要とされていますが、土合中央地区に近い「やたべ土合小学校」「波崎高校」「矢田部公民館」では、それぞれ何人の受入れが可能ですか。  高齢者が増えていますので、避難してきた住民に対しては、一人でも拒否しない方向で検討をお願いします。</p>	<p>避難所の収容人数については、新型コロナウイルス感染症対策として中長期的な避難に必要なスペースを6㎡に1人の計算で収容人数を計算しております。お尋ねにあった避難所の収容人数については、やたべ土合小学校が98人、波崎高校が183人、矢田部公民館が36人と考えております。津波などの緊急的に一時避難をする場合はこの収容人数とは異なりますので命を守る行動をとっていただきますようお願いいたします。  また、避難所内の密を防ぐため、安全な場所に住んでいる親戚や友人のお宅に避難する分散避難や、避難する必要があるのかハザードマップを確認していただくなど、平常時から災害に備えていただくようお願いしております。  なお、土合地区には、はさき福祉センター、植松小学校、波崎第四中学校、土合体育館が避難所として指定しておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。  避難所を増やす考えについては、現在、旧労災病院第2駐車場に、地域交流・保健福祉機能拠点施設を建設する予定となっており、完成しましたら新たな避難所として指定いたします。</p>
<p><b>土合中央地区（５）</b>  土合中央区域内において、最近、空き巣や車上荒らしの被害にあったという話を聞いています。  警察にお願いして、区域内の巡回を増やしていただくよう提案します。</p>	<p>土合中央区域内の防犯につきましては、空き巣の狙いや車上荒らし等を未然に防止するため神栖警察署によるパトロールの強化を要請してまいります。  市としましては、シルバー人材センターの依頼している青色回転灯装着車両による防犯パトロールや土合地区の防犯連絡員及び自警団と連携して防犯活動の強化を図ってまいります。</p>
<p><b>土合中央地区（６）</b>  水産工学研究所土合宿舎前付近に、交通安全のため、横断歩道の設置をお願いします。</p>	<p>水産工学研究所土合宿舎前における横断歩道の新規設置につきましては、通学路に指定されている道路であり、子どもや高齢者の横断時の安全を確保するため、横断歩道の設置を所管する茨城県公安委員会へ神栖警察署を通じて要望してまいります。  市としましては、交通事故を防止するため歩行者の横断について注意喚起する路面表示等の交通安全対策を講じてまいります。</p>



ご意見等の要旨	回 答
<p><b>土合南地区（１）</b></p> <p>土合南地区の外周道路（喫茶店ナーベル～やたべ土合小）は穴あき等の劣化対策工事が進められています。ほかの道路も凸凹が目立っています。比較的交通量が多いので、計画的な舗装工事をお願いします。</p> <p><b>土合南地区（２）</b></p> <p>市内には、コミュニティセンターや児童館等、各種の公共施設が多いですが、目安となる設置基準のようなものはあるのでしょうか。</p>	<p>土合地区は、舗装状況が悪い箇所が多数あるため、上下水道の改修を含めた道路改修を令和元年度より進めております。当該地区におきましても、道路の舗装整備や側溝改修も同様に計画し検討してまいります。</p> <p>全面的な改修までの間、期間を要するため、当面の間は、部分的な補修等、適正な維持管理を行い、通行の安全に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>公共施設の設置基準につきましては、数値化した条件を設定することが難しいことから、条例等に基づく明文化された決まりはなく、必要に応じて検討を行っている状況です。</p> <p>懇談会や市長へのたより、地区要望を始めとした各種広聴業務等により、市民の皆様から寄せられたお声を参考にしながら、各地区に必要とされている施設をしっかりと見極めてまいります。</p>

ご意見等の要旨	回 答
<p data-bbox="151 257 454 302">土合南地区（３）</p> <p data-bbox="151 336 614 537">土合小と矢田部小が統合されましたが、少子化が進む中、児童・生徒の減少対策（少子化対策）を教えてください。</p>	<p data-bbox="638 336 1428 571">本市では、子育て世帯等の移住定住の促進策といたしまして、最大１００万円の住宅取得費を補助する「かみす子育て住まいる給付金」による助成を行っており、制度実施の今年４月から１０月末時点で、６５件のお申し込みをいただいているところです。</p> <p data-bbox="638 571 1428 1019">また、これまでの子育て支援策に加え、子育て世代包括支援センターでは、保健師や子育てコンシェルジュを配置し、妊娠期から子育て期の相談を受け、きめ細やかな支援を実施しているほか、出産前後の保護者には１５，０００円のギフトカタログを贈呈する子育て応援券ギフトカタログ支給事業や、小学校入学を控えたお子さんをお持ちのご家庭に、市内協賛店で使用できる３０，０００円のギフト券を贈呈する子育て応援券支給事業を実施しており、保護者の方からは高い評価をいただいております。</p> <p data-bbox="638 1019 1428 1176">今後も、若く活力ある世代が、本市での子育てを望み、住み続けていただけるまちづくりを目指し、「子育て日本一プロジェクト」を推進してまいります。</p>

ご意見等の要旨	回 答
<p>土合南地区（４）</p> <p>かもめ大橋の無料化時期の見通しを教えてください。また、関係機関への働きかけをお願いします。</p>	<p>かもめ大橋の料金につきましては、千葉県によりますと、建設費にかかる借入金の返済に充てられているため、令和１２年３月１７日までの償還期間が終わるまでは、返済に充てるための財源がない限り、無料化や値下げなどを行うことは、困難であると伺っております。</p> <p>平成２７年の７月から９月に実施された夏期無料開放キャンペーンは、千葉県が国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用して実施し、また、平成２８年の９月・１０月の土日祝日を無料にするキャンペーンは、千葉県が観光客誘致のため独自で財源を充て、実施したものであります。</p> <p>現時点では、補填する財源の目処が立たないことから、自動車の無料化や値下げについては、たいへん難しいものと思われませんが、自転車などの軽車両等の通行料につきましては、高校生の自転車通学での利用も多いことから、現在、銚子市と連携し、来年度以降の自転車無料化に向け、千葉県および千葉県道路公社と協議を行っているところです。</p> <p>今後も無料化や値下げにつきましては、キャンペーン等を含め、近隣自治体と協議を行ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解ご協力をお願いいたします。</p>

ご意見等の要旨	回 答
<p data-bbox="151 257 528 302">土合本町中地区（１）</p> <p data-bbox="151 340 612 580">かもめ大橋交差点について、やたべ土合小学校側（市道２－１９号線）から右折する時、青信号の時間が短く、右折がしづらい状態となっています。</p> <p data-bbox="151 618 612 739">（１）市道２－１９号線側に右折ラインを設置してください。</p> <p data-bbox="151 898 612 978">（２）信号機に右折表示を設置してください。</p> <p data-bbox="151 1016 612 1137">（３）青信号の時間を１５～３０秒間長くしてください。</p>	<p data-bbox="636 618 1430 857">ご提言いただいた件につきましては、道路の幅員が足りないため、右折レーンの設置が困難であり、交差点付近の水路の大規模改修が必要となりますが、当市といたしましても、渋滞の緩和は重要な課題ですので、関係機関と連携し、他の方法での渋滞緩和を協議してまいります。</p> <p data-bbox="636 898 1430 1296">市道２－１９号から国道に向かって信号機右折表示の設置につきましては、以前に神栖警察署へ相談したところ信号機の設置基準として右折信号機の設置には右折ラインが必要とのことであり、現状では厳しい状況でございます。また、国道に出る際の信号（青）の時間帯の延長につきましては、交差点での交通事故防止の観点から所管する神栖警察署へ要望してまいります。</p>

ご意見等の要旨	回 答
<p>土合本町中地区（２）</p> <p>県道１１７号線の今後の整備スケジュールを教えてください。</p> <p>また、県道１１７号線と市道２０２５号から２０１９号の間で、樹枝の張り出しが見られ、車体に接触するため、伐採等の対応をお願いします。</p>	<p>県道深芝浜波崎線の波崎方面への整備につきましては、当市におきましても重要な課題として、波崎消防署付近までの拡幅整備を毎年県に要望しており、改めて所管しております茨城県潮来土木事務所に確認しましたところ『一般県道深芝浜波崎線の今後の予定につきましては、波崎高校入口（市道１－４号線）との交差点の先にある市道２１５８号線との交差点付近までを事業化しており、これから用地買収に着手し、用地買収の状況に応じて工事を進める予定であり、その先（波崎方面）については計画はあるが、時期は決まっていない。』との回答でございました。</p> <p>当市といたしましても、重要な課題でありますので、継続して一般県道深芝浜波崎線の波崎方面への拡幅整備を県に要望してまいります。</p> <p>一般県道深芝浜波崎線の樹木の張り出しにつきましては、所管しております茨城県潮来土木事務所に１０月３０日付で剪定を要望したところ、緊急で実施したとの回答がございました。</p> <p>また、茨城県潮来土木事務所より『土地所有者に対し、樹木を適正に管理していただくようお願いしているところですが、地域の皆様からも土地所有者に樹木の適正な管理を促して頂くようご協力をお願いいたします。』とのことでございます。</p>

ご意見等の要旨	回 答
<p>土合本町中地区（３）</p> <p>土合１号公園について、東屋の設置、トイレの改修、水場周辺の改修および位置の再考、犬の立入り禁止等の対応をお願いします。</p>	<p>東屋の設置につきましては、既存ベンチの設置位置が公園中央部にあり、木陰にならないことから、木陰への移動を公園の利用状況を考慮して検討し、東屋につきましては市全体の年次計画にて検討してまいります。</p> <p>トイレの改修につきましては、市内全体での公園維持管理、補修等の状況を考慮し、検討してまいります。</p> <p>水場周辺の改修及び設置につきましては、既存トイレ付近への水栓設置等について対応いたしますので、後日、設置場所についてご協議願います。</p> <p>公園内の犬の立ち入り禁止等につきましては、ペットの糞対策として飼い主へのマナー向上を目的に、注意看板を設置いたします。</p>
<p>土合本町中地区（４）</p> <p>土合地区周辺では、時々、野犬が複数頭で群れをなしていることがあります。一定の場所に住み着いているわけではありませので、通報が困難なことから、適切な対応をご指導ください。</p> <p>また、野犬の苦情等の対応については、茨城県動物指導センターに一元化されていますが、住民からの通報時は、最初に市（環境課等）で受け付けていただけるようになりませんか。</p> <p>神栖市動物の愛護及び管理に関する条例（案）がより現実的に対応できるものとなることを願っております。</p>	<p>現在、野犬に関する要望等につきましては、茨城県動物指導センターと市で連携して対応しているため、動物指導センターだけではなく、市環境課でも相談を受け付けております。</p> <p>土合地区周辺でも、野犬が多いという通報をいただいておりますが、市職員には野犬を捕獲する権限が無く、直接捕獲することができません。そのため、環境課で捕獲箱の貸し出しを行ったり、職員が現地に行き状況を確認後、捕獲権限を持っている茨城県動物指導センターの技術員へ、環境課から巡回依頼をするという対応になりますので、ご理解願います。</p> <p>現在策定している「神栖市動物の愛護及び管理に関する条例（案）」では、終生飼養に努めることや不妊・去勢手術の実施など、新たな野犬の発生を防ぐための飼い主の責務や遵守事項を定めております。</p> <p>今後も野犬対策につきましては、茨城県動物指導センターと市で連携して対応してまいりますので、要望等がございましたら、市環境課、または動物指導センターへご連絡をお願いいたします。</p>



ご意見等の要旨	回 答
<p data-bbox="151 257 454 302">土合本町中（５）</p> <p data-bbox="151 336 614 504">無謀運転（暴走族？）の出没が見受けられることから、警察によるパトロールの強化をお願いします。</p>	<p data-bbox="638 336 1428 548">暴走族対策につきましては、当市からもパトロールの強化を神栖警察署へ要望いたしますが、暴走行為を見かけた場合や違法改造バイク等の情報がありましたら、１１０番又は神栖警察署へ通報してください。</p>